

## 会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	令和3年度(2021年度)第2回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和3年(2021年)11月22日(月) 午後1時30分～午後2時28分
3 開催場所	中央市民会館4階 会議室A・B
4 会議の概要	<p>議 事</p> <p>(1) 令和3年度第1回会議録について</p> <p>(2) 介護保険施設等整備に係る公募状況について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	( 公 開 ) ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 TEL 963-9305 (直通)
9 その他	

## 令和3年度（2021年度）第2回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和3年（2021年）11月22日（月）午後1時30分～午後2時28分

場 所 中央市民会館4階 会議室A・B

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、三田寺委員、高橋(信)委員、加藤委員、菰田委員、佐藤委員、中村委員、田中委員、得上委員、北山委員、青木(衆)委員、吉尾委員、青木(真)委員、本間委員、堀切委員

事務局：中井地域共生部長、関地域共生部地域共生推進課長、鈴木地域共生部地域包括ケア課長、久保田地域共生部介護保険課長、会田地域共生部介護保険課調整幹、野口保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部健康づくり推進課長  
外3名

傍聴人：なし

《以下議事録》

### 1 開 会

司 会 皆様、こんにちは。本日は、公私ともに大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第2回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することになっております。

本日は、委員総数21名のうち16名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、南山委員、蔭山委員、新美委員、平林委員、高橋(昌)委員につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。

### 2 挨拶

司 会 それでは、開会に当たりまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと思います。星野会長、よろしく願いいたします。

星野会長 では、よろしく願いいたします。一言申し上げますと、今の高齢者を取り

巻くこの支援の状況ということを考えてみると、今までだと直線的に、例えば施設を造るとか、そういったことで何か解決の道があるかもしれないとか、そのような直線で考えればよいような状況があったと思うのですが、今そうではなくて地域でということを考えていかなければいけない。では、そういった施設とか、人手ということを考えてときに、その人手がちゃんと足りるのかということを考えてときに足りない。今まで日本という国は、外国人さんのそういった介護労働というものを期待しないという方向でありましたけれども、過日そういったことを入管法改正で登録業者の説明会などを聞いておりますと、どの国の人たちは介護に適しているのではないかと、そんな話がされるようになってきたということを考えてみると、いろんなファクターをこれから私たちは考えていかなければいけない。直線的に考えればいいというわけではないということをお考えましたときに、本当に皆様の知恵を絞って、この前線の越谷というところでどう対応していくのかを考えていかなければいけないという非常に大変な時期に来ているのかなというふうに思っております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料は3点です。まず、1点目、会議次第、2点目、別冊と書いてあります令和3年度（2021年度）第1回越谷市介護保険運営協議会会議録、3点目としまして資料1と右側に書いてあります介護保険施設等整備に係る公募状況についての3点です。また、本日配付の資料としまして、抜粋資料と右側に書いてあります令和3年度第1回介護保険運営協議会 資料1（10頁）というものと、あとは令和3年度あんしん介護保険、以上の5点でございます。資料の足りない方がいらっしゃいましたらお申し出いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 本日の審議においては、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議においても、会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろ

しくお願いいたします。

議長 それでは、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

本日の会議は、長くても60分程度とっております。議事の円滑な進捗にご協力いただけますようによろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りますが、運営協議会の議事内容につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第8条第1項に基づき、原則公開となっております。あらかじめご了承ください。

事務局にこれから伺いたいと思うのですが、本日の会議の傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 傍聴人はおりません。

星野会長 それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

### 3 議 事

#### (1) 令和3年度第1回介護保険運営協議会会議録について

議長 まず、議事1、令和3年度第1回介護保険運営協議会会議録についてですが、委員の皆様には何かご意見、ご質問などございますでしょうか。事務局からは既に郵送されて、皆様お目を通されているのではないかとっております。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 では、特になければ、前回の議事録を承認させていただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

#### (2) 介護保険施設等整備に係る公募状況について

議長 では、次の議題に移りたいと思います。

これは、非常に長くかかる、事務局のほうの説明もかかりますし、また皆様のご議論もあろうかと思っておりますので、2つに切って事務局のほうからご説明申し上げますが、議事2、介護保険施設等整備に係る公募状況についてでございます。初めてお聞きになる方もいらっしゃると思います。最初の説明は、資料1の公募の概要から入っていただき、その後皆様からのご意見、ご質問をいただければと思っております。その後、もう少し細かい応募内容についてはご説明をいただきたいという流れとさせていただきます。

では、事務局から2つに分けてということではございますが、最初のほうの説明をよろしくお願いいたします。

事務局     それでは、介護保険施設整備等に係る公募状況についてご説明いたします。

まず、ここで第1回の運営協議会においてご説明したスケジュールに関して変更がございましたので、ご報告させていただきます。本日お配りしました、この右上網かけになっている抜粋資料、第1回運営協議会の資料の抜粋資料でございますが、こちらのほうを御覧ください。こちらのほうで、ここでも網かけになっておりますが、（介護予防）特定施設入居者生活介護でございます。こちらにつきましては、前回の会議の中で令和3年度に事業者選考を行うということでご説明したところでございますが、その後給付費の推計等を改めて勘案した結果、令和4年度以降に募集、選考することとして変更しております。

それから、下の8番の介護保険施設等の修繕についてでございますが、開設から10年以上経過した介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームですが、こちらの大規模修繕につきましては選定方法を含めた詳細を定めた上で、対象となる施設へ本年度中に周知する予定でおります。こちらにつきましては、越谷市介護保険施設等の整備方針として市ホームページに公開をしておりますので、ご了承願います。

続きまして、皆様のお手元に配付、郵送させていただいた資料で、右上に資料の1となっているものを御覧ください。こちらにつきましては、これから公募概要として説明をさせていただきます。申し訳ございません。着座にて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の1のページがちょっと振ってなくて申し訳ないのですが、1枚目になります。今回の公募対象施設につきましては、第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において掲げた介護保険施設等を計画的に整備するために行うものであり、令和3年度はこちらの1番のところの対象サービスに掲げているとおり、まず介護老人福祉施設、この特別養護老人ホームを1施設。それから、認知症対応型共同生活介護、いわゆるこれはグループホームと呼ばれているものです。こちらを2施設。それから、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、それから定期巡回・随時対応型訪問介護看護をそれぞれ1施設募集することとしております。

これらの施設を公募する理由でございますが、これらの施設につきましては被保険者1人当たりの給付費が多額であることから、設置をすると急激に給付費が上昇するおそれがありまして、介護保険財政の圧迫、引いては皆様の保険料に直接跳ね返ってくるもののため、総量規制といたしましてその設置数を被

保険者数の推移、それから給付費の総額の推移を見据えながら、計画的に開設するものでございます。

続きまして、2番のところの応募状況を御覧ください。今回の公募では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）1施設の設置目標に対し4事業所、それから認知症対応型共同生活介護、こちら2施設の設置目標に対し3事業所、それから小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては1施設の応募につきまして、それぞれ1事業所からの応募がございました。

続きまして、資料の1の2枚目をお開きください。こちら、令和3年度の公募のスケジュールでございます。ここで、資料の訂正がございます。まず、1点目でございますが、この表に書いてあります8月1日のところ、広報こしがや8月号掲載とございますが、広報掲載につきましては8月号のほかに9月1日の広報こしがやでも掲載をしておりますので、余白の部分にその旨の記載をお願いいたします。

それから、もう一点、この表の下から2段目、12月下旬というところで市長決裁・事業者選定結果通知とございますが、こちらにつきましては12月の下旬から1月の中旬ということでございますので、ご訂正のほうお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、説明のほうを続けます。令和3年度の公募につきましては、7月30日から市公式ホームページで周知を行ったほか、今申し上げましたとおり、広報こしがやの8月号、9月号での周知、そのほか市内の介護保険サービス事業所のほうにメールで公募を行っているという旨の配信を行いました。なお、各事業所からの計画書の提出につきましては、9月1日から10月8日までの間とし、前回の第7期計画時よりも1週間ほどではございますが、期間を長めに設けております。

そして、11月の5日でございますが、当協議会の星野会長、それから久保田副会長をはじめ、庁内関係各課の部課長7名、合計9名で構成される越谷市特別養護老人ホーム等事業者公募選考委員会において、各事業者からの提案説明を受けた後、ヒアリング、質疑を行い、現在各選考委員に採点をいただいている状況でございます。

今後につきましては、この採点の集計を行った後、12月の上旬をめどに事業者の最終選考、これを行った後、12月下旬に市長決裁、その後1月中旬頃

までに選考結果を事業者に通知する予定でございます。なお、3月あるいは年度明けに予定しております運営協議会の中で、改めて委員の皆様の結果の報告をさせていただきます。

続きまして、4番、選定方法についてでございます。選定方法につきましては、ここに掲載されている評価項目、これを基に書類及びヒアリング審査を行います。まずその書類審査の中で先ほど申し上げました9名の評価者の評価点の平均点が65%未満の場合、この場合はその時点で不採択ということになります。

続いて、次のページを御覧ください。評価につきましては、先ほど65%の部分を行った上で、評価者の書類及びヒアリングの合計点の評価点の平均点をまず算出いたします。その上で、第2条件でございますが、各評価者の事業者に対する順位づけで順位と同数の点数をつけていきます。例えて申し上げますと、1位の事業者については1点、2位の事業者については2点、3位については3点というような形で点数をつけていきます。その上で、第3条件でございますが、先ほどの第2条件で得た評価者の順位点の合計を算出し、点数の一番低い事業者から順に選定ということになります。ここがちょっと分かりづらいのですが、選考委員が9名いますので、もしこの9人の方がいる事業者を全て1ということにした場合は、その事業者の最高得点が9点という形になってきます。仮にこの順位点と同点であった場合は、最初に点数を出した平均点の高い点数、こちらを選定するというような形になっております。

ただいま説明を申し上げた中で、本市が中核市になってから平成27年度、それから30年度にこの選定を行っているところでございますが、大きく変わった点につきましては、1ページ戻っていただきまして、3番の公募スケジュールのところでございますが、8月30日から9月22日の間にこの図面の事前確認というものを行っております。これは、私どものほうで設けている募集要項上、一度提出してしまった図面等に関しては変更、それから再提出ができないというふうに定めているため、建築設計関係に関しては相応の知識を有している設計事務所であっても、介護保険法上で定める基準を見落とす可能性があるため、仮に重大な不備等があった場合、この選考のそ上にも上がらないおそれがあるということでのご意見が多数寄せられたことで、今回より新たに設けたものでございます。

本日お集まりの運営協議会の委員の皆様におかれましては、この説明の後、

質疑を挟み、さらに詳細説明をこれより行いますが、その際事務局より追加資料といたしまして3点、資料のほうを配付させていただきます。ここに記されているものにつきましては、各事業者の平面図、立面図等というものでございますが、今回のこの特別養護老人ホームの評価、採点、それから選考に関しましては、この協議会の代表といたしまして星野会長、久保田副会長が選考委員として参加、それからご審議いただいておりますので、皆様からいただくご意見、ご質問のうち、ご要望の部類に関するものにつきましては選考に反映されるものではないということでご了承願います。

それから、この運営協議会が終わった後に地域密着部会のほうを開催いたしますが、こちらにつきましては部会員の皆様からいただいたご意見につきましては、その内容を整理した上で庁内関係部課長で構成される選考委員会へ報告し、選考の一助といたします。

それでは、事務局側からの説明は一旦ここで終了とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

今ご説明がありましたことのハイライトをちょっと確認させていただきたいと思えます。ここでは、公募の概要や意義、それから対象となるサービスの内容、その必要性が説明されたと思えます。

また、今後のスケジュールについては、採点の内容を踏まえ、12月上旬に選考を行い、最終的な採択は市長決裁によるということになるかと思えます。12月下旬から1月中旬には各応募事業者への選定結果が通知されるであろうということです。

この審査方法については、先ほどの説明にありましてとおり、事業者から提出された計画書に基づく書類の審査、それから事業者からのヒアリング内容に基づく審査、そして事務局が選定した基準点を超えている計画であることが必要であるという説明があったと思えます。この審査方法による審議を経て、結果として各サービスにおいて募集枠どおりの事業者を採択していくというような流れが説明されたかと思えます。

今までの説明の中で、言ってみれば決め方のルールという、そういったところについて事務局から説明があったと思えますが、何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。

どうぞ。A委員、お願いします。

A委員 今さらという感じはしますが、全部決まってしまうので、変更できな



いのだろうと思いますが、この選考の例えば図面とかを出させるに当たって、このコロナ禍における感染症対策というか、要するに施設で感染が出た場合にきちっとゾーニングとかが最初からできるような仕組みの図面とか、そういうものは市のほうは要請されたのでしょうか。

要は、感染が出ても入院できない、自分のところで看なさいという事態がもう発生してきているわけですから、そういう場合に感染拡大を防ぐような形のあらかじめ配置であるとか、そういうことについて指示があったのかなかったのか。通常どおりでいいですよという形でこれを進められたのかということが質問です。

議長 なるほど。ありがとうございます。重要なお指摘です。

確かにこれから感染症という視点が必要になってくるということになった場合、今の委員のご発言というのは重要なポイントになってくると思います。ただ、そこまで想定していたかどうかということなのですが、事務局のほうからよろしいでしょうか。

事務局 お指摘のとおり、我々も感染症対策は、今すごく重要な問題だというふうに捉えています。

ただ、要項の中では、殊さらそれを明記しなければ駄目ですよというような言い方はしてこないのですけれども、各社とも提案内容を見させていただきますと、その際の、もし発生した場合の対応ですとか、それから一部提案の中には実際にそういう設備を設けるといふようなところが明記されているということが記載されているという状況でございます。そういった内容については、私どものほうでしっかり評価をさせていただいたというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

議長 項目としては設定していなかったけれども、結果的にこの時代の中で、業者のほうで申請書類の中に盛り込んでいたという感じですか。だから、逆に言うと、これからそういったことも含めて考えるべきことかというのが、また今後の検討事項になろうかと思えます。A委員、ありがとうございました。

ほかに何か。

どうぞ。B委員、お願いします。

B委員 書類審査の得点について、ちょっと異論があるわけではないのですけれども、ちょっと分かりにくいなど。第1条、第2条、第3条ということでもって規定

がございまして、第2条のほうで1位が1点、2位が2点、3位が3点という  
ようなことで、ここでいうと点数が少ないほうがいいわけです。それから、3  
条のほうになりますと、平均点の高い応募者を上位とするというような形があ  
る。ちょっとこれ分りにくいので、そういうようなことであるのだったら、  
1位を3点、2位を2点、3位を1点という形にすると、評価点のところでも  
う少し分かりやすくなるのではないのかなという、ちょっと気がしました。こ  
れはこれで結構ですけれども、そこだけちょっと分りにくいなと感じました  
ので、提案いたしました。

議 長 おっしゃるとおりです。片方が低いと言ったり、片方が高いと言ったり、何  
か説明がありますか。

事 務 局 では、お答え申し上げます。

おっしゃるとおりでございまして、私どものほうでこのような選定をします  
よというご案内をした後に、やはりちょっと分かりづらいのではないかと。一  
方は高い、一方は低いと。本来であれば、1位を取ったところが高い点数をつ  
けられるべきなのではないかというようなご指摘はほかにもいただいております  
して、今ちょっとこのやり方で公開してしまっているものですから、進めさせ  
ていただきたいというふうに考えておりますが、次回以降、こういったところ  
をもう少し分かりやすい仕組みになるよう努めてまいりたいと思います。

議 長 B委員、ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

ということで、一応ルールに関する説明はされてきたわけですが、何かほか  
に。

どうぞ、A委員。

A 委 員 もう一点お尋ねしたいのですが、このルールについてはいいのですが、これ  
だけの施設を整備するに当たって、市としてはこれはどれだけの例えば看護師  
さんの数、介護士さんの数、スタッフが必要だというふうに考えているのです  
か。要するに施設基準がありますから、当然自動的に最低のレベルは出てく  
ると思うのですが、要は先ほど会長が一番最初に言われた、要するに器だけ造  
っても、これだけ人手不足になっていて、外国の方も雇わざるを得ないような  
時点で、果たしてキャパが広がっていかない中で、多分今日これだけのものを  
整備すると、今日参加されている介護施設をやられている方はもうドキドキさ  
れていると思います。新しいところができる、大体そこにひゅっ行ってしま  
ったりとか。そうすると、同じ小さなパイの中で器だけを造って人がいない

という、こういう非常に厳しい状態も。現時点でも非常に大変で、もう看護師さんもないのです。非常勤の方だけ雇っている。公的なところは別ですけども、民間によるとあるところは、夜は外国の方しかいない。日本人はいないのです。それでも回さざるを得ないというような現状がある中で、本当にこういうふうにとんどん造り続けていいのかどうかというところを、本当に人の配置についてどう考えているかということ、それをセットで考えないと、それは募集計画、募集しますで、これだけ募集しますと言えばいいのでしょうかけれども、本当に集まるのですか。でも、集まったとしたら、よそのところからなくなってくるね。そういうところについてどこまで真剣に考えられているか。それについてコメントいただきたいと思います。

以上です。

議長　ごめんなさい。A委員のご質問は、ここでちょっと事務局から答えてもらわなければいけないのは、市としての人員の確保がどれくらいできるのかという見通しという感じですか。それとも、それぞれの施設にどれくらい上乗せでという、本来の設置基準に上乗せで必要だということをおっしゃりたい。それとも、越谷という地域を考えたときに、その中で本当に人員が確保できるかどうか、そういったことですか。

A委員　全体の今越谷にある資源ですね、人的資源を鑑みて、そこにこれだけのものを造ったときに、どれだけほかに影響を及ぼすのだろうかという。要するに、当然ほかの地域も整備しているわけですから、よそから連れてくるという話にはあまりなっていないのだろうと思います。今だから総合的にすぐは答えられなくても、でもこれだけのものを造ったときに、最低これだけの人数は必要ですよ。

事務局　それでは、お答え申し上げます。

7期の介護保険事業計画の期間中に8期の計画をつくっていくわけですが、その際には待機者数等判断するということと、あとは給付費の伸び等で判断するということで、様々な側面からの分析があったと思います。そういった中で、A委員のおっしゃるとおり、各施設とも今大変人材確保に苦慮しているというのは我々も存じ上げているというか、認識はしているところでございます。

実際にこのご提案を各社からいただく際にも、人員確保に関しては十分に取組方等について提案を、ちょっと詳細は申し訳ないのですけれども、項目を用

意して提案していただいているところでございます。そういった中で、あるところは自らのグループ内でとかというようなお話もありましたし、それ以外の活用方法を考えているというところもございました。その一方で、既存のサービスが立ち行かなくなってしまうというようなところについても、我々は考えていかなければいけないというところがございますけれども、そういったところについては私ども大変申し訳ございませんが、やっぱりICTの活用ですとか、国が示しているようなところも、十分勘案しての支援策のお申出とか、そういったところで対応していくしかないのかなというふうには考えているところでございます。各社からのご提案をいただく中でも、どこでも苦しいというようなお話はいただいているところでございますので、待機者全部を埋めるための施設が今後も完全に必要かというふうになると、そうはなっていないだろうというふうに認識しているところでございます。プラスアルファで幾つ造っていくか、人数を確保していくかというところは、なかなか申し上げにくいところなのですけれども、市としてはなるべく既存サービスにも迷惑をかけないように、支援策をつくりながらというふうには考えているところでございます。

以上です。

A 委員      こちらも重々周知はしています。ただ、市の方に考えてほしいことは、頭数を合わせればいいというものではないということです。当然無理をすれば質が下がります。だから、何とかかき集めて人数、頭数で施設基準を満たしたとしても、質が下がっていく。質をいかに担保していくかということが非常に大事で、そのことを念頭に今後の事業計画のときに、ただ器だけではなくて、人も含めて、当然ほかの施設にも影響を及ぼしますから、そこをどうカバーしてあげるかとか、そういうことも含めて総合的に考えていただきたいという、一応差し出がましいようですが、意見を述べさせていただきました。

以上です。

議 長      ありがとうございました。

C 委員      越谷市には、眠れる人材というか、子育てを終わった後の看護師さんとか、介護士、保健師さんとか、そういう方がいるとは思うのですけれども、市のほうではそういうものが、眠っている人材を起こすような考え方はあるのでしょうか。例えば主婦で資格を持っているけれども、今何もやっていないという人に声かけをできるようなことができるかどうか、ちょっとよく分かりませんけ

れども、そういうものが存在すればまだまだいるかもしれない。可能性の話ですけれども、と思ったわけですから。できればそういう人で市内で賄えることができればいいなと思います。

議 長 C委員、ありがとうございます。

A委員と通じて、まず行政の立場からすると、ニーズがある以上は施設設計、建築等を考えるというのはある意味順当だと思います。ただ、それが実際それに対して箱だけでできてるところがあると。そこら辺の認識が市のほうにあるのか。ないわけないと思うのですけれども。実際そういったトラブル等が結局あれば、市のほうに跳ね返ってくるということになると思うので、そういった認識は多分おありになると思うのですが、では何かいい手がないかということの中で、そもそもそういう認識があるのか。それから、そういう方法論として今潜在的な介護人材というものへの呼びかけ、こういったところがどれくらいお考えになっているのかということだと思います。

事務局 市の考えということで、私のほうから答えさせていただきますが、今各委員さんからお話があったとおりでございまして、本市においても人材の掘り起こしというのは大きな、介護分野だけではなくて、様々な分野であるということは全庁的によく議論になっております。

直近の例でいいますと、今回のコロナ禍において、コロナの患者さんの経過観察の聞き取りに市立病院のOBの看護師を入れて急場をしのいだ。こういったことも柔軟に考えるようにということで、我々も日々そういったコロナの対策会議等々必要な会議において人材の掘り起こし、こういうものは今後も充実というか、柔軟に各部署で情報交換しながら進めてまいりますので、その辺計画的にやってまいりますので、ご安心いただきたいと思います。

議 長 それでは、よろしいですか。

それで、一応大切なポイントなので、議事録にぜひこれはしっかりとA委員、C委員のご発言については残しておいていただければと思いますし、業者に任せるのではなくて、市としてどういうふうに考えていくのか、市の創意としてどう考えていくのかということの一つの責任ということがここで問われているというふうに思いますので、それはきちんと明記しておいていただければと存じます。

D委員 質問をさせていただきたいのですが、こういった公募の中で開設されてきた施設のお話を聞いたり見てきた中で、やはり越谷市の地域性について戸惑う法

人、または事業者の方のお話をよく耳にすることが正直ございます。

この選定方法4番のところでその他というところなのですが、近隣の住民への理解度でしたり、関係機関との調整といったものが書かれているのですが、この辺が何かいろんな地域、関西だったり、東北だったり、いろんな地域からの法人が開設していただいているといったところで、この辺2つについて、どういった内容になっているのかというのをぜひこの機会に教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ごめんなさい。どういった内容というのは。

D 委員 近隣の住民への理解度、関係機関との調整という選定方法のその他のところの項目でございます。

議 長 この2つの項目ですね。これがどういうふうな表記の仕方を求めているかということ。

事務局 それでは、お答え申し上げます。

ご心配のとおり、いろんなところから公募をいただくという中で、では実際にはどういったような評価になっているのですかというところでございますけれども、例えば全くそのとおりの評価項目の内容そのままはお答えできませんので、概略でということでございますけれども、近隣の住民への理解度で言えば、例えば周りの施設が建つところの近くの住民の皆さんに、こういった施設が建つのですよというようなところをご説明していただいた上で、いや、いや、私はそれでは困りますというような方がいらっしゃるとかいらっしゃらないとか、そういうようなところでは。

それから、関係機関との調整というところでございますけれども、こういったところについては例えば土地の開発の関係もセクションときちんと協議をして、そもそも施設が建たないようなところに提案をいただいているのかとか、こんなような内容になっているところでございます。

D 委員 ありがとうございます。

それでは、私何度か聞いた越谷市の地域性というのは、質問のところでは特にあまり含まれていないということではよろしいですか。

事務局 今しがた、ご質問にありました、地域の方とどうやって協議をしてやっていくのかというような範囲のところにつきましては、その1つ上の項目の地域との連携というところの項目の中で幾つか項目を設定させていただいて、評価をしているというところでございます。

議長 では、また何かありましたら、また後で遡っていただいても結構ですので、では後半のほうについて事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

事務局 それでは、引き続き説明をいたします。

まず、これより事務局より追加の資料3点を配付させていただきます。

皆様のお手元に行き渡りましたでしょうか。ただいまお配りの資料につきましてご説明いたします。まず、A3の右上に今日の運営協議会と書いてあって、資料の2と書いてあるものでございます。こちらにつきましては、今回ご応募いただいた事業者の計画のうち、計画の詳細内容が特定できないように事務局側で取りまとめたものでございます。

また、より計画内容をイメージしていただくため、さらに右上に参考資料の1、それから各事業者の計画案として参考資料の2をお配りいたしました。この参考資料、越谷の図が書いてあるものでございますけれども、こちらにつきましては各事業者の計画予定地がある程度類推できるものとなっておりますが、この赤い円で書いてあるところの中心点が計画地ということではなくて、この赤い円のいずれかの場所で建設を予定しているものでございます。

それから、参考資料の2、4事業者のこちらの平面図、それから立面図のほうに掲載されております。こちらにつきましては、今回の公募の際に公募要項の中で、まずこの留意事項として、著作権は応募者側に帰属しているということになっているのですが、今回運営協議会の委員様によりイメージしていただくために、私どものほうでまず複写をすることと、あまり詳細内容が分からないように面積とか加工、削除しているのですが、こういったことをやっていかどうかということをご各事業者さん全てに確認をして、運営協議会の委員様のみであれば同意するということでの許諾をいただきましたので、今回皆様のほうにお手元に配付をしておりますが、会議終了後、全て回収させていただきますので、ご了承お願いいたします。

それでは、まず右上に資料の2と書いてあるA3横の資料を御覧ください。こちら、今回公募した4つの事業者の計画の概要でございます。それぞれ事業者A、B、C、Dと記載しております。地図のほうに書かれているもの、それから計画図面のほうに書かれているA、B、C、D、これと対応しておりますので、委員の皆様におかれましては両方ご確認しながらお聞きいただきたいと思います。

今回応募いただいた4事業者につきましては、いずれも計画地につきまして

は市街化調整区域を予定しております。このため、建蔽率については60%、容積率については200%ということですが、各事業者ともユニット型の施設の定員100床、これを予定しております。併設する施設といたしまして事業者のA、それからB、それと飛んでDでございますが、こちらにつきましてはショートステイ、短期入所生活介護施設を併設予定でおります。事業者Cにつきましては、ショートステイではなくて居宅介護支援事業所を設置する予定でおります。

今回のこの事業者の計画地につきましては日常生活圏域、いわゆる本市においてはコミュニティー区域、公民館区と呼ばれているものですが、既に設置されている同じ同種の事業、特別養護老人ホームがどの程度建っているかというものにつきましては、事業者のA、それからB、Dにつきましては各圏域内で1施設、事業者Cについては3施設あるというような形になっています。その詳細につきましては、参考資料の1の越谷市の地図がついてあるものを見ていただければ分かると思うのですが、この丸の周辺、もしくは丸の中に緑色の丸でついているもの、これが既存の既に建設をされている特別養護老人ホームになります。青丸につきましては、特別養護老人ホームではないのですが、同じ入居に近いというような形で、参考で老人保健施設も併せて掲載をさせていただいております。

現在選考過程中ということでございますので、事務局からあまり詳細な説明はできないということで以上になりますが、この資料の2、それから位置図、それから各事業所からご提出いただいた平面図を御覧いただきたいと思います。

あと、補足の説明でございますが、今回ユニット型の施設で100床ということで各事業者からご提案いただいたということをご説明いたしました。ご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっと雑然とした説明をさせていただきますと、ユニット型というものは従来の多床室、大部屋というものとはちょっと違いまして、1つの区画に原則10部屋、最大でも15部屋を一つの単位といたしまして、そこに共同生活室というものを設けて、その1つの区画の中で介護サービスを提供する施設でございます。越谷市については、今回の公募の中で原則ユニットというふうな形で公募のほうを出させていただいたのですが、その理由といたしましてはやはり現在のトレンドがユニット型に来ているということと、あとはコロナがやはり発生したときに、どうしても多床室ではなかなかゾーニングができないというところも含めて、ユニットとい



うような考えで公募をさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明をいただきましたが、まだ審査中ということもありまして、限られた部分しかご披露できない部分はあるかと思えます。ただ、今回の施設整備に当たっての応募状況について、多少なりともイメージできたのではないかと思います。次回に事務局から結果はお示しできると思いますが、今の段階で皆様のほうからご意見とかご質問とかはございますでしょうか。

〔「現段階で異議ありません」と言う人あり〕

D 委員 質問をさせていただきます。

ユニット型がトレンドということで、確かに推奨されているとは思われますが、現在地域のほうで従来型の個室と、個室というか、従来型の特別養護老人ホームの施設とユニット型と比較していったときに、経済的な負担が結構従来型のほうが月々の料金が安いとか、そういったところで結構従来型が経済的に余裕のないところに関してはすごく待機が多かったりしているという現実がございます。ただ、ユニットが確かにトレンドとして推奨されているところではあるのですけれども、そういったニーズも踏まえると、従来型も考える、施設が足りないから待機が多いといったところもありますので、その辺を踏まえて、何かユニット型という縛りが無いほうがいいのかと個人的に思いましたが、その辺いかがでしょうか。

議長 市のほうとしては、一つのいろんな権利とかそういったことを考えたときに、ユニットということで一つの推奨要件とされたらと。それに対して、委員のほうから現実的には実態としてそうでもない可能性もあるのではないかということを含めて、では市の側が今回の件について何かコメントがあればお願いいたします。

事務局 今、D委員からご指摘がございましたが、ユニット型だけではどうなのかということですが、今回の公募要項のほうでは原則ユニット型ということであって、従来型を決して排除しているような形では公募しているわけではございません。ただ、やはり国のほうの推奨が一つはユニット型であったということがあったので、原則ユニット論ということではしたのですけれども、D委員がおっしゃるように、やはり低所得の方に関していうと従来型というのがやはり望まれているということもございましたので、私どもほうとしては例えば事業者側の提案として、そういった理由があれば、それを当然排除するもの

ではないということです。

ただ、今なかなか従来型を100床でやるという事業所が少なく、仮に例えばわれわれが今回100床を求めている中で、従来型を例えば20床造りたい、ユニット型を80床造りたいといった場合には、もしそういう提案が出た場合には、そこが仮に選定された場合は、その事業者1つで1つの事業者番号を取るということではなくて、今国のほうで一部だけユニットにするのは禁止ですよというような通達がございますので、その場合は事業者番号を2つ取っていただくと。そうすると、なかなか人員の基準とかも少し増えてきたりするとかいうのもあるのですが、そういったのも込みでもし従来型をやる、もしくは従来型100床でやりたいということがあれば、今回の公募でそこは決して否定するものではなかったと。ちょっと私の説明の中でトレンドということの中で、あたかもユニットだけというような言い方をしてしまったのですが、公募の中では原則ユニットということで、従来型も取りあえずは認めるというような形で公募をさせていただきました。

以上でございます。

議長 長 では、ほかに何か皆様のほうからご意見とかご質問とかございましたら。

E委員、どうぞ。

E委員 今回の意見と同意見なのです。仕事柄、施設さんのほうにお伺いすることがあるのですが、大変多床型をご希望されている特にご家族さんが多いということ。やはり利用者さん負担が大きいのと、あと中にはこのコロナの状況では大分様子も変わりましたが、それ以前は1人でずっと居室にいるというのが寂しいというような訴えの方もいるらしいのです。そうすると、やっぱり多床型のほうがいいというような方もおられるというのは重ね重ね聞いておりますので、プライバシーの保護とかいろんなこともあるかと思うのですが、利用者さん、それからご家族のご希望は意外と多いという現状をちょっとお伝えしたいと思えます。

以上です。

議長 長 ありがとうございます。

国は推奨しているとか、そういったことはあったにしても、現実としては費用負担の問題、それからご本人のちょっと寂しいというような気持ち、そういったところを実態として考えたとき、そうでない方法もあり得るのではないかというお二方のご指摘、そこはおっしゃるとおりだと思います。

何かありますか、ほかに。あとは、正直言ってこれは、ここでそういったご意見が出たということはもちろん重々承知しておきたいと思いますが、あとは庁内での審議の受付に入るとお思いますので、こちらでの意見は意見として承らせていただきたいと思いますということになるかとお思います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 では、現時点では審査の段階ということもあり、委員の皆様におかれましては情報の取扱いについては十分ご留意いただければと思っております。

では、これで議事は今日用意されたのはこの議事1点でございます。非常に大きいと言えれば大きいし、先ほど言っていたA委員、C委員のおっしゃるとおり、箱を造って大丈夫なのかと、それに付随するものがちゃんと中身を埋められるのかという、そういった重要なご指摘も踏まえた上で、今後越谷市においても取組をしていかなければいけないのではないかなど、重要な責任があるのではないかなというふうに思います。

今日この議事が、この1件が用意されておりましたので、本日の議事は終了ということになります。ご協力ありがとうございます。

では、議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお返しします。

司 会 星野会長、ありがとうございました。

#### 4 その他

司 会 それでは、事務局より3点ご連絡をさせていただきます。

まず、1点目ですが、次回の会議についてでございますが、具体的な日程は正副会長と調整させていただき、改めて皆様にご連絡させていただきます。

次に、2点目、本日の会議録ですが、後日作成できました段階で、委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議で確定していただければと考えております。

最後に3点目ですが、一部の委員には、この後開催する地域密着型サービス運営部会にご出席をいただきます。あらかじめご案内させていただいたとおり、会場はこちらの会場となります。

#### 5 閉 会

司 会 それでは、閉会の言葉を久保田副会長からお願い申し上げます。

久保田副会長 本日は、お忙しい中お集まりいただき、また介護保険の整備につきまして丁

寧なご審議と、それから皆様の貴重なご意見、誠にありがとうございました。

以上でございます。

司 会 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和3年度第2回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

皆様、大変お疲れさまでした。